

3 月 1 9 日 (第 4 号)

令和2年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和2年3月19日（第4号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	4
（常任委員会、特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	……………	4
第3号議案	豊能町監査委員条例改正の件	
第4号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第5号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第6号議案	豊能町印鑑条例改正の件	
第7号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件	
第8号議案	豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件	
第9号議案	豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件	
第10号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件	
第11号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	
第12号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件	
第13号議案	令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件	
第14号議案	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第15号議案	令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件	
第16号議案	令和2年度豊能町一般会計予算の件	
第17号議案	令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件	

第18号議案	令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定予算の件	
第19号議案	令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算 の件	
第20号議案	令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予 算の件	
第21号議案	令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算の件	
第22号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件	
(議案提案説明・質疑・討論・採決)		
第1号議会議案	豊能町議会委員会条例改正の件……………	34
第2号議会議案	「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正 を求める意見書の件……………	35
第3号議会議案	新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年 金加入に反対する意見書の件……………	36
建設環境部長あいさつ	……………	37
町長あいさつ	……………	38
閉会の宣告	……………	39

令和2年豊能町議会3月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 令和2年3月19日（木）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	長澤 正秀	3 番	中川 敦司
4 番	寺脇 直子	5 番	菅野英美子
6 番	永谷 幸弘	7 番	井川 佳子
8 番	小寺 正人	9 番	秋元美智子
10 番	高尾 靖子	11 番	西岡 義克
12 番	川上 勲		

欠席議員 1名 2番 田中 龍一

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
教 育 次 長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和2年3月19日（木）午後1時00分開議

- 日程第 1
- 第 3号議案 豊能町監査委員条例改正の件
 - 第 4号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
 - 第 5号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
 - 第 6号議案 豊能町印鑑条例改正の件
 - 第 7号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件
 - 第 8号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件
 - 第 9号議案 豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件
 - 第10号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
 - 第11号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
 - 第12号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
 - 第13号議案 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
 - 第14号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
 - 第15号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
 - 第16号議案 令和2年度豊能町一般会計予算の件
 - 第17号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
 - 第18号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
 - 第19号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
 - 第20号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
 - 第21号議案 令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

- | | | |
|-------|-----------|-----------------------------------|
| 日程第 2 | 第 2 2 号議案 | 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 日程第 3 | 第 1 号議会議案 | 豊能町議会委員会条例改正の件 |
| 日程第 4 | 第 2 号議会議案 | 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書の件 |
| 日程第 5 | 第 3 号議会議案 | 新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書の件 |

開議 午後1時00分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

最初に、3月5日の管野議員の総括質疑の答弁で、一部訂正したい旨の申し出が、上浦生活福祉部長よりありましたので、発言を許可いたします。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

こんにちは。

お許しいただきましたので、答弁の修正をさせていただきたいと思っております。

3月5日金曜日の一般質問の後の総括質疑におきまして、管野議員より第20号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件に関します御質問をいただきました折に、私の答弁の中で介護保険事業に係ります費用のうち国の負担割合は12.5%と申し上げましたが、誤りでございまして、正しくは25%でございます。大変申しわけございませんでした。御修正いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第3号議案から第21号議案」までを議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、長澤正秀委員長。

○総務建設常任委員会委員長（長澤正秀君）

こんにちは。

それでは、令和2年3月定例会議総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年3月6日金曜日午前9時30分に開会いたしました。出席委員は、川上副

委員長、中川委員、寺脇委員、管野委員、そして委員長の私、長澤です。その5名になります。欠席者は1名、田中委員でございます。委員外出席者は永谷議長でございます。

では、令和2年3月定例会議付託案件について報告いたします。

第3号議案、豊能町監査委員条例改正の件についてでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑なし、討論なし、採決、全員で可決いたしました。

続きまして、第5号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件についてでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、道の駅設置準備委員会を残しておくの不都合はあるのかという質問に対しまして、特に不都合はありませんが、令和元年9月、委員会から報告を受け、一定の役割を終えたということで、今回削除させていただきたいというものですという答弁でした。

東地域の活性化策として、道の駅以外で検討していることはあるかという質問に対しまして、志野の里と町内にできつつあるお店とを連携しながら、魅力と呼び込む仕組み、魅力を発信する仕組みをつくっていきなさいと思いますという答弁がありました。

道の駅を取り入れてするほうが補助金が多くもらえるなら、このまま残しておくほうがよいのではないかという質問に対しまして、道の駅の交付金を使えるようであれば、それらを使い、農業関係の圃場整備も含めて、それら一体的に考え直さなければいけないと思っておりますので、道の駅といった限定されたものでなく、もっと広い状態で総合戦略的なもので考えていかないとはいけませんという答弁でした。

道の駅以外のものが決まっていないう状況であれば、次に何をすることが決まってから条例改正をしたかどうかという質問に對しまして、1年間の役割を終えたということで一旦廃止し、新しいものをつくる時に、再度、提案するという手順が正しいと思っていますという答弁でした。

討論は、反対討論がございました。

道の駅構想は、農×観光戦略推進計画の中で一番に掲げている項目で、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中でも道の駅に対する期待は大きかったということです。また、マルシェの人が、展開したいということも希望されていたようです。今後、総合まちづくり計画審議会においても、農業の活性化の中に出てくる項目だと思いますので、このままにしておくことを望みます。今回の条例改正には反対いたしますということです。

採決、挙手少数、否決いたしました。

次に、第7号議案、職員の服務の宣誓に関する条例改正の件についてでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、第2条第2項の別段の定めとは、どういったものかという質問に對しまして、会計年度任用職員が、一旦雇いどめになって、その後、再度任用された場合に、1回目の採用されたときの服務の宣誓をもって2回目の宣誓を省略できるということですという答弁でした。

改正前の条例に、服務の宣誓を行うのは上級の公務員の面前とあるが、改正後は任命権者だけということになるのかという質問に對しまして、この条例は昭和26年にできた古いもので、実態に即していないため、任命権者または任命権者の指定した者という実態に合った形に変えさせていただきましたという答弁でした。

討論なし。採決、挙手全員可決いたしました。

した。

次に、第8号議案、豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件についてでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑です。報酬のない職員とは、どのような職員かという質問に對しまして、固定資産評価員などの無報酬の非常勤特別職や大阪府の関係職員などで委員報酬を本人が放棄している場合が想定されますという回答でした。

討論なし。採決、挙手全員可決いたしました。

第9号議案、豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件についてでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、固定資産評価に関してオンライン化がなされているのかという質問に對しまして、申請に基づいて書面審理をすることができますが、書面審理の申請の方法に記載されている法律名が改正されたことにより、条例改正をするものですという答弁でした。

討論なし。採決、挙手全員可決いたしました。

次に、第12号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしましては、ごみ収集事業の業務委託料の減額の理由は何かという質問に對しまして、担当課で設計した金額よりも、業者からの見積もりが低かったことによるものですという答弁でした。

行財政改革プランにある1日3回ごみを収集する案に反映されているのかという質問に對しまして、行財政改革プラン2019の案は、直営でしている業務の中で少しでも節約できることはないかと課内で相談

し見直したもので、今回の補正予算とは直接は、関係していませんという答弁でした。

討論なし。採決、挙手全員可決いたしました。

次に、第15号議案、令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件についてでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしましては、下水道総務費の説明で消費税の確定による減額となっているが、税率は8%から10%に上がっているが、なぜかという質問に対しまして、平成30年度事業の確定申告を昨年9月に行いました。その申告により消費税額が確定しましたが、予算額よりも少なかったため、減額するものだという答弁でした。

消費税率にかかわらず、この金額は毎年、変動するののかという質問に対しまして、平成31年度途中で消費税率が8%から10%に上がったので、来年度の確定申告時には金額がふえると思いますが、下水道使用料は毎年変わりますので、納める消費税額も毎年変わってきますという答弁でした。

討論なし。採決、挙手全員可決いたしました。

以上でございます。

午前10時56分に閉会いたしました。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（永谷幸弘君）

次に、福祉教育常任委員会、秋元美智子委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（秋元美智子君）

こんにちは。

福祉教育常任委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、令和2年3月9日、午前9時30分より、高尾副委員長、永谷委員、

井川委員、小寺委員、西岡委員、私、委員長の秋元、6名全員、また、委員外出席者として管野副議長のもと開催いたしました。

当委員会に付託された7議案の主な質疑内容を報告させていただきます。

第4号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件は、第1条第1号の表に新たに豊能町地区福祉計画等策定委員会の項を加えるものです。委員会は年4回、委員は学識経験者1名、関係団体代表者13名、町内移住者で応募により選ばれた1名の計15名、また、報酬は日額7,000円を予定しているとのことでした。

討論なし。挙手全員で可決いたしました。

第6号議案、豊能町印鑑条例改正の件は、印鑑登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を意思能力を有しない者に変えるものです。

質問としまして、意思能力を有するか否か、誰が判断するのか。裁判所が成年被後見人と決めたことを、役所が意思能力を有する者と認めるのかとございました。答弁では、法定代理人が同行している場合のみ意思能力を有する者とみなすとのことでした。

討論なし。挙手全員で可決いたしました。

第10号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件は、地方の自主性及び自立性に向けて、従うべき基準から参酌すべき基準となったことで、放課後児童支援者の研修を令和2年3月31日から令和7年3月31日へと5年間延長するものです。

質問は、従うべき基準から参酌すべき基準へと緩和されたとの解釈でいいのかとございました。答弁は、市町村の実情に応じた事業の運営が可能になるとのことで、変更できる部分もあるということでした。

また、質問、現在、放課後児童支援員の

半数しか研修を受けていないのは予算の関係か。あるいは業務内容によるものかとの質問に対しまして、答弁は、大阪府からの研修枠が、豊能町は毎年約3名で、それに伴う予算及び各育成室の勤務ローテーションの関係から期間を延長することにしました。5年後には全員が研修を終了している予定ですとのことでした。

さらに、支援員の人材確保と財政の状況について質問がございました。答弁は、国からの補助金により、財政措置は行えると考えており、人材確保についてはさまざまな方面から声かけなどを行い、新しい方の採用を行っていく。参酌すべき基準については、基準が法律に基づくものであり、市町村として基準を逸脱した改正はできないが、経過措置的な運用面については大阪府などに相談して行っていきたいということでした。

討論なし。挙手全員で可決いたしました。

第11号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件は、国民健康保険料の基礎賦課限度額を58万円から61万円に、また、被保険者均等割額及び世帯別均等割額を減額する所得判定基準について、5割減額の基準については被保険者に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に、2割減額の基準につきましては51万円から52万円に引き上げるもので、これによって来年度は1人当たり3,848円アップを見込んでいるとのことでした。

今後の見通しについての質問があり、答弁は、被保険者が減っていることと、1人当たり医療費が伸びており、単体での運営は苦しくなる。府下統一の保険料に準ずることが、得策と考える。健康施策をしっかり立てて、法定外繰り入れをやめることを守りながら、制度の維持化に頑張っていきたいとのことでした。

討論がございました。

厚生労働省は市町村の法定外繰り入れを解消するため、2020年より都道府県・市町村に対して、保険者努力支援制度を使った新たなペナルティーを導入するとしている。繰り入れ解消に圧力をかけるといった制度は改めるべき。制度・値上げに対して反対するとの反対討論がございました。

挙手多数で可決いたしました。

第12号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）となります。

29ページの教育費、2,784万円、また同じく30ページの1,445万円は、国のGIGAスクールに向けて小中学校全ての教室でパソコンが使えるよう、ネットワーク環境を整備するものです。2分の1が国庫補助金、残り2分の1を起債し、繰越明許費に上げております。自治体の負担は20%となっております。なお、ここにはタブレット代は入っておりません。

同じく31ページの教育費、シートの管理事業、業務委託料128万2,000円は、昨年10月、モジュールチラーの交換によりましてプール使用ができなくなったことから、東京ドームとの契約協定に基づく協議をした結果、356万9,000円を支払い、そこから別途トップライトの設計費172万円、また、管理業務55万円を差し引いた金額となっております。

工事請負費1,248万5,000円のマイナスは、モジュールチラー交換による差額でございます。

17ページの府支出金、教育費府委託金、道徳推進事業費府委託金20万円につきまして、どのような事業かとの質問がございました。答弁は、中学校での道徳を、組織的に学校全体で推進するための事業で、道徳の授業づくりの研究と校内体制を推進し、

その取り組みを府下の中学校へ発信していくもので、府下10の中学校から応募があり、吉川中学校で取り組んできたとのことです。

討論なし。挙手全員で可決いたしました。

第13号議案、令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件は、保険料確定によりまして、後期高齢者医療広域連合に1,195万3,000円を納付するものです。

討論なし。挙手全員で可決いたしました。

第14号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件は、低所得者への軽減、44万4,000円を繰り入れるものです。なお、現在の基金残高は5億4,478万2,476円となっており、今後についてどのようにするかとの質問がございました。令和3年度からの第8期事業計画を策定する中で、給付費の伸びを見ながら、少し下げることを含めて議論していくとのことでした。

討論なし。挙手全員で可決いたしました。

以上をもちまして、簡単ではございますが、当委員会の報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

次に、予算特別委員会、中川敦司委員長。

○予算特別委員会委員長（中川敦司君）

皆様、こんにちは。

では、これより、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

3月5日の本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私、中川が委員長に、そして高尾委員が副委員長に選任されました。委員には、長澤議員、寺脇議員、井川議員、秋元議員が、そして正副議長にはオブザーバーとして参加をいただき、3月10日、11日の日程で、全員出席のもと、10日午前9時30分に開会し、翌11日

の17時25分に閉会となりました。

少し長くなりますが、なるべくかいつまんでの報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、第16号議案、令和2年度豊能町一般会計予算の件についてを議題とし、第16号議案の歳出の各款ごとの説明と審議を進め、次に、歳入の各款ごとの説明、質疑と進め、最後に討論、採決といたしました。

それでは、初めに、人件費事業全般から総務管理費までについての主なものを報告いたします。

地域新電力会社設立事業について、町の雇用促進と制度内容の質疑がございましたが、これに対し、3年間で2人の雇用で豊能町、能勢町で各1名の雇用となり、制度的には、市場の再生エネルギー率の高い電力を購入し、次に、個人の太陽光発電などの地域にある電力を購入する予定で、安い時間帯の電力を購入して利益を出す仕組みであるとの答弁でございました。

新電力会社への出資比率が15%の180万円で、大きな利益はあるのか、との質問に対し、町の出資比率が30%を超えると監査権が発生し、町が深く関与することになります。そのため、豊能町、能勢町両町で出資合計を30%としました、との答弁でございました。

新電力会社がメガソーラーをつくることはあるのか、との質問に対し、小売業者のため大きな発電施設を持つことはないとの答弁でございました。

普通財産管理事業の草刈り場所と、費用は幾らになるのかとの質問に対し、戸知山や新光風台のS字カーブなど、町が使用していない普通財産の草刈りで、528万円を見込んでいるとの答弁でございました。

戸知山の草刈り代はとの質問に対し、

295万円を見込んでおり、草刈りの回数はこれまでの2回から1回にするとの答弁でありました。

住宅流通・多様化促進事業の内訳はとの質問に対し、チャレンジショップは133万円、異世代ホームシェアが25万円、空き家実態調査に30万円を予定しているとの答弁でした。

空き家実態調査はチャレンジショップに委託するののかとの質問に対し、8割程度の空き家の持ち主は、反応がないか、現状のままでもいいとの思いで、そのため、この持ち主の気持ちをどう動かしていくかが調査の目的であり、近所の聞き取り調査となるので、自治会や地縁団体やふるさとおこしが委託の候補になるとの答弁でございました。

次に、地域公共交通基本構想事業費の内訳はとの質問に対し、リレー便は1,938万6,000円、西線は定額で1,000万円。さらにデマンドタクシー運行補助金として22万円、地域公共交通会議の運営経費として約38万円との答弁でありました。

防災行政無線の戸別受信機の設置数と残数はとの質問に対し、設置済は272台で、今年度末の残数は128台の見込みであり、予算上の1台当たりの設置費用は、外付けアンテナがない場合は8,140円、そして外付けアンテナがある場合は、15,180円との答弁でございました。

防災行政無線の遠隔操作は、全ての基地局でできるのかとの質問に対し、全ての子局で遠隔操作は可能で、携帯電話から発した音声は、各子局から放送されるとの答弁でございました。

庁舎管理事業費が増加した理由はとの質問に対し、今まで非常勤職員が行っていた土日祝日昼間の受付業務を警備会社に委託したことによる増加、そして消費税が増額

になったことにより町所有建物の価値が上がったことによる火災保険料の増加、さらには昨年度更新した空調設備の保守管理料の増加との答弁でございました。

女性活躍推進事業の減の理由はとの質問に対し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の交付金がなくなり、事業の見直しを行い、人材育成事業、トヨノドリームプロジェクトに対しての支援業務や補助金について縮小を図ったためとの答弁でありました。

マイナンバーカードの活用方法とマイナンバー関連のシステム料についての質疑がありましたが、これに対し、町が国へ負担金を払って、国が事業をするものであり、健康保険証、キャッシュレス決済、身分証明書、コンビニ交付などの活用方法があり、クラウドの運営費用として毎年6,000万円程度はかかり、マイナンバー関連は、事業が大きくなればもっと国へ支払う負担金がふえると思われるとの答弁でございました。

続きまして、徴税費からふれあい文化センター運営費までの項目について主なものを報告いたします。

コンビニ収納導入事業で、1件当たりの手数料と件数の見込みはとの質問に対し、1件当たりの手数料は63円、件数は12,000件であります。この手数料は、町が負担するもので納税者の負担はありません。本年5月末納期の固定資産税と軽自動車税から開始する予定との答弁でありました。

生活人権相談と来年度支所にできる福祉相談支援室との違いは何か。一つにまとめられないのかとの質問に対し、福祉相談支援室は、一つの家庭に福祉についての課題が複数あった場合に、ワンストップ窓口として相談を受ける部署になる。そして生活人権相談は、幅広く生活全般のことを相談していただけたらと思うとの答弁でござい

ました。

続きまして、民生費の社会福祉費から後期高齢者医療費までの項目についての主なものを報告いたします。

障害者虐待防止センターは、具体的には、どこに設置となるのかとの質疑に対し、現在は福祉課内にありますが、4月からは福祉相談支援室内に持っていくとの答弁でありました。

永寿荘管理事業がふえている理由はとの質問に対し、今年度より管理を社会福祉協議会、社協に委託しており、その管理委託に関する費用になるためとの答弁でございました。

老人医療助成事業が約800万円減った理由はとの質問に対し、予算の半分近くが業務委託料であったため、課内で精査した結果、創意工夫を重ねることによって業者任せではない余興をしていけるのではないかとということで、予算を減額したとの答弁でありました。

地域福祉支援事業が約300万円ふえた理由はとの質問に対し、事業の内容は社会福祉協議会への補助金で、正職員の人件費の増加や地域の福祉委員の活動を支援する小地域ネットワーク事業の増額によるものとの答弁でありました。

続きまして、児童福祉費から衛生費までの項目について報告いたします。

衛生センターの修理費等は、摂津市にも負担してもらっているのかとの質問に対し、摂津市とは覚書を締結しており、施設の管理運営経費である施設修繕費、維持管理費、光熱水量費について搬入量に応じて負担をしてもらっており、今回の衛生センターの修繕では、総額の7割程度を負担してもらおう予定との答弁でございました。

留守家庭児童育成室管理事業費の増加の理由はとの質問に対し、吉川小学校から東

ときわ台小学校への送迎をシルバー人材センターに委託しており、送迎希望者がふえたことにより、送迎回数が1往復から2往復へふえたためですとの答弁でございました。

続きまして、労働諸費から商工費までの項目を報告いたします。

地域活性化事業のとよのまつり実行委員会負担金が100万円ふえており、その使い道はとの質問に対し、大阪府の振興補助金を受けており、集客をしたいということで、著名な方に来ていただいて町内外のたくさんの方に関心を持っていただき、豊能町のよさをアピールできる場にしたいとの答弁でありました。

農業用園芸ハウス設置補助事業の予算額が減った理由はとの質問に対し、今までは補助金がありましたので補助率を50%にしていたが、補助金がなくなり町単費になったため、できるだけ多くの方に利用していただくということで、補助率を30%に引き下げたためとの答弁でありました。

農業法人設立支援事業の予算が減ったのは、志野の里への補助金を減らしたということかとの質問に対し、補助金ではなく、これまでも町創生交付金を半額いただいた上で、志野の里に係る固定費、消耗品費、広告費等については町費で支出していました。来年度以降につきましては、主に家賃や電気代などの固定費を町費で支出していくとの答弁でありました。

続きまして、土木費から消防費までの項目を報告いたします。

ときわ台の駐輪場を無料にして利用がふえているように思うが、費用的に町にメリットはあるのかとの質問に対し、昨年度までは、シルバー人材センターに常駐して管理してもらっていたので、1年間の収支で数百万円単位で赤字が出ていた。無料にし

たことにより常駐しなくなったため、600万円から700万円程度の赤字だったものが128万円の赤字で済みますので、今のところ、無料にした効果は出ているとの答弁でありました。

光風台駅前エスカレーター管理運営事業の業務委託料約177万円の内容はこの質問に対し、能勢電鉄に山下駅で始発から終電まで常駐管理してもらっている委託料と光風台駅から山下駅まで設置されているケーブルのメンテナンス費用との答弁でございました。

通学路等交通安全整備事業が減っている理由はこの質問に対し、令和元年度は、西地区の劣化していた18基分のカーブミラーの取りかえ工事の予算でして、令和2年度は東地区の10基分の取りかえ工事の予算になるため、予算が減額になっているとの答弁でありました。

次に、翌日3月11日の午前9時30分から、前日に引き続き会議を開き、審査をいたしました。

教育費の教育総務費から幼稚園費までの項目について主なものを報告をさせていただきます。

予算委員会で提出された、小中学校再編に要する整備費の一覧において、改修の2小2中、そして改修の1小1中などの概算額が示されましたが、1小1中の場合と、2小2中の場合の西地区のクラス数はどれくらいで算定しているのかとの質問に対し、2小2中の西地区分では1学年2クラス、そして1小1中の場合はそれに4教室をプラスにするとの答弁でありました。

2年度予算の基本設計費はこの一覧表の2小2中案だけの予算なのか。それともいろいろなパターンで基本設計はできないのかとの質問に対し、2小2中案だけの予算案であり、この費用で何パターンも設計

することは無理との答弁でありました。

教育委員全員がまだ2小2中案に納得していないのに、なぜその予算を計上するのかとの質問に対し、子どものために早くする必要があり、1月8日の総合教育会議で町長がプレゼンしたところであり、教育委員と協議を重ねてきたところであるとの答弁でありました。

子ども第一で教育委員が出された1小1中案、そして町長がまちづくりで出された2小2中案なので、もう一度よく話をするべきだとの質問に対し、教育委員とは半年間かけて協議し町長に提出したものであり、一部の委員にうまく伝わっていなかったことに対してはおわびするとの答弁でありました。

東地区から西地区に通いたいという方がいたが、学区を外すなどの対応はどうかとの質問に対し、通学区域は基本的に学校教育法施行令で校区を示して通学していただくことになっている。対応としては学校選択制になろうと思いますが、例を見ると、学校が近い場合や公共交通機関で児童生徒自身が通えるということが前提になっている。本町の場合は子どもに負担がかかるので導入すべきではないと、教育委員にも報告しているとの答弁でありました。

財政シミュレーションで、事業費が35億円の場合、さらに40億円の場合、そして45億円の場合を示されているが、事業費35億円なら何とかいけるということだった。整備概算では、2小2中案では東地域で10億円、西地域で35億円、合計45億円の高額となる。そこで、西地域だけ35億円で整備し、東地域は現状のままであれば財政的にも大丈夫ではないのかとの質問に対し、町の財政を考えたときに、財政部局としては本当に町が維持できるのはどこまでであるのかという議論はしてきた。

ポイントは、補助事業として対象がどこまでになるのかを明確にしないと次に進めないのが前提条件であるので、そのためにも基本設計をして補助金を決定しないと次に進めないとの答弁でありました。

東能勢中学校ではなく東能勢小学校で積算した概算額を出してもらいたい、との質問に対し、今は積算していないので、時間をもらわないと積算できないとの答弁でした。

東地区に10億円をかけて、いつまで学校が存続できるのか疑問で、何年維持していくつもりか。また、わずかな子どもになると人間関係が狭められる、だから教育委員は1小1中と判断したと理解しているとの質問に対し、所信表明の段階では、既存施設の利用でありましたが、子どもの教育を考えると東西の教育環境が異なるので、教育委員と一緒に東地区でも施設一体型で進めるべきであるということで検討した結果、東地区10億円ということである。この概々算のものを進めるに当たり、補助額を決定して、そぎ落とす部分も出てくるかもしれないが、次のステップに進んでいきたいとの答弁でありました。

地域とともに学校を核としたまちづくりと言われているが、具体的なイメージはどのようなものなのかとの質問に対し、30年後を見据えた状態で、世代交代ができるまちづくりということをしかりとしていかなければいけない。圃場整備も含めて東地区に対して産業を入れ、それから世代交代に向けて農業施策を行っていくことです。そのためにも、いろいろな施策をやるというのが町長部局であります。学校だけでなく、公共施設の再配置の部分も加えて、それらの総合的な価値が上がるような施策をつくっていかないといけないとの答弁でございました。

保幼小中一貫教育推進事業費の学校再編における予算案の7,714万円の中に基本設計の予算以外のものは何かとの質問に対し、基本設計については業務委託で計上しているもので、それ以外はコミュニティスクール関係予算であるとの答弁でありました。

基本設計費は東西それぞれで幾ら算出しているのか、まとめてやるほうが安く上がるとのことだがとの質問に対し、東西個別に行った場合の基本設計費は、西側が6,248万円、東側は2,450万8,000円で、合計8,698万8,000円となりますが、確かにまとめて行うほうが安く上がるので今回そのように計上しているとの答弁でありました。

前回の基本設計と比べ、金額が上がっているがなぜなのかとの質問に対し、前回は今回も大阪府の算定基準で行っている。大阪府が見直しをかけており、令和2年2月に大阪府が改正した算定基準で算定している。今回は新築ではなく改修のため、新築よりも手間がかかるので、差が出ているとの答弁でありました。

放課後児童クラブ地域連携充実事業の予算が減った理由は子どもの減少かとの質問に対し、子どもの数が理由ではなく、コーディネーターの数を3名から2名に減らしたためとの答弁でありました。

子ども・子育て支援事業について、今年度より項目がふえている理由はとの質問に対し、教育総務課で組んでいた予算が移ってきたものが研修負担金等で、保育教育給付費・施設等利用給付費・給食費負担金については、保育無償化に伴うものとの答弁でありました。

保育教育給付費・施設等利用給付費負担金とはとの質問に対し、保育教育給付費負担金については、昨年10月に保育料無償

化になり町外の私立の認定こども園から保護者の自己負担分についても請求がくるようになったためのもので、施設等利用給付費については、認可外保育施設、例えば病院内保育所等も対象となったものとの答弁でありました。

小中学校の教育振興事業が減額となっている理由はとの質問に対し、今回大幅に減っている主な要因は、パソコンの5年間のリースが終了したため、更新時期になればふえるとの答弁でありました。

西地区の小学校プールが水漏れをしていると聞いている。シートス利用は吉川小学校だけだが、ほかの小学校はそのまま使うのかとの質問に対し、光風台小学校はまだ水漏れはとまっていないが、修繕対応しているので、影響が少なくなっているため利用はできるが、光風台の幼児用プールは循環が悪く原因が特定できず、水質が保てないので使用を控えているとの答弁でした。

吉川中学校のプールの修繕内容と費用が幾らかかるのかとの質問に対し、ろ過装置に加えて除毛機という異物を取るものの交換もする内容で、ろ過装置と除毛機66万3,000円。吉川中学校の漏水調査が171万6,000円との答弁でありました。

続きまして、教育費の社会教育費から保健体育費までの項目について報告いたします。

町連合子ども会育成会補助金は、町連合子ども会だけでなく各単位ごとの子ども会分も活動補助金として出しているのかとの質問に対し、補助金は一旦、町連合子ども会育成会に出し、町連合子ども会育成会が事業する分を差し引いた額を、単位ごとの子ども会に配分との答弁でありました。

子ども会の加入状況と活動状況はとの質問に対し、子ども会の数は、光風台・新光風台と吉川・ときわ台の二つで、加入者数

では、令和元年現在106名との答弁でありました。

西公民館のエレベーターと空調の改修について、工期や作業期間中の状況はとの質問に対し、工期は3カ月、エレベーター停止期間は約10日間。お盆前後に実施し、利用者に不便がかからないよう配慮するとの答弁でありました。

図書館業務充実事業の73万1,000円の内訳はとの質問に対し、豊能町域の国土地理院の地形図購入が20万2,000円。ボランティア充実・支援事業は、本の修理として消耗品代が15万円。図書館システムのOS更新事業37万9,000円との答弁でありました。

シートスの収支状況について何うとの質問に対し、シートス管理事業では東京ドームと、平成29年から令和3年までの5年間の指定管理の契約を行っている。今のところ黒字ということはなく、前年度は1,200万円ほどの赤字である。今後どのように収益を上げるのか、東京ドームとも話し合い対応していくとの答弁でありました。

今後のユーベルホールの運営について何うとの質問に対し、修繕を繰り返し、できる限り長く開館できるよう努めたい。しかし長寿命化の施設個別計画では、大きな修繕を必要とすることが予想されており、今後については町長部局と相談し考えていくとの答弁でありました。

ユーベルホール管理事業では光熱水料費と業務委託料の額が大きいですが、公演回数によって減るものなのかとの質問に対し、公演を減らすことでの光熱水料費に関しての減は若干であります。業務委託料に関しては、舞台等の経費が10万円・20万円単位での減にはなるが大幅な減少とはならないとの答弁でありました。

続きまして、公債費、予備費から歳出の

最後まで項目についてを報告いたします。

地方債償還の見込みについて伺うとの質問に対し、地方債償還額の推計を行ったデータでは、令和元年から20年にかけて減少傾向である。今後予定されている学校整備等を含め、持続可能な町である形で地方債の償還方法を考えていきたいとの答弁でありました。

次に歳入に移り、概要説明を受け、質疑に入りました。

森林環境譲与税が前年度より増額となっている。基金として残すのかとの質問に対し、本年度より令和2年度の予算のほうが倍以上となっている。国からの通知で、森林の整備を推進するために交付金が前倒しされ、令和2年度より増額するもので、今年度も100%アップで予算額の設定を行っている。内容的には森林の整備計画を策定し使用していく。令和2年度の当初予算の段階では、基金へ積み増しになるとの答弁でございました。

財政調整基金繰入金について、本町の将来の財政調整基金の規模が十分かとの質問に対し、決算見込みの推計では、基金全体で約21億円が残る計算をしている。ここ何年間かの中に財政破綻を懸念するものではないです。しかし町税は年々減少し、財政的には厳しい状況である。今後歳出削減も含め十分検討を行うとの答弁でありました。

本町の標準財政規模は約45億円。財政調整基金の適正規模は、標準財政規模の10%とされることから、約4億から5億円が必要となる。具体的に検討していることはどの質問に対し、学校の整備費用により、標準財政規模の10%を下回ってしまうことになってしまう。そのようにならないために豊能町行財政改革プラン等歳出削減策について引き続き検討し、まち・ひと・し

ごと創生総合戦略を通じて歳入の増加策についても引き続き取り組むとの答弁でありました。

町債でいろいろな事業を組むことによる、健全化判断比率と経常収支比率の将来予測についてはどの質問に対し、令和2年度の決算ベースでは、実質公債費比率は、平成30年度決算で6.7%が7%までとなり、ほぼ変わらずと予測。将来負担比率は、令和2年度の決算段階では健全化団体となる350%にはほど遠い10%にもいかないかと予測するとの答弁でございました。

歳入の質疑を終結後、秋元委員ほか井川委員、長澤委員より修正動議が提出され、秋元委員による修正案の提案説明を受けました。その内容につきましては、お手元に、委員会に提出された修正動議を配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

提案理由の説明は、保幼小中一貫教育推進事業について次の理由により反対し、全額削除するものです。

一つ、教育委員は子ども第一に考え、1小1中案とした。町長はまちづくりを第一に2小2中案としている。もう少し時間をかけて話し合うべきである。

一つ、東地区の人で、西地区に通いたいという保護者の願いに答えていない。

一つ、将来の少子化のことを考えても、2小2中案は再考すべきである。

一つ、財政面においても、子どもたちに将来の負担を強いるおそれがあると危惧するというものでありました。

修正内容は、第16号議案令和2年度豊能町一般会計予算の総額を「69億4,500万円」から「68億6,785万9,000円」に減額するものです。

減額する歳出の箇所は、款・教育費、項・教育総務費、目・事務局費の小中一貫教育推進事業の全て7,714万1,000円

です。

歳入は基金繰入金を7,714万1,000円減額するものです。

よって、「第1表 歳入歳出予算」の歳入の繰入金を、8億5,841万5,000円に修正し、歳出の教育費を10億3,076万2,000円に修正し、歳入歳出の予算をそれぞれ68億6,785万9,000円とするものです。

また、「第2表 繰越明許費」の保幼小中一貫教育推進事業については削除するものです。

修正案の内容は以上のとおりです。

この説明の後、質疑がございました。

2小2中を否定するものではないが、将来少子化のことを考えても、2小2中案は再考すべきとはどういうことか伺いたい。

1小1中で行うべきという教育委員会の報告によるものか。

これに対し、提出者から答弁がございました。もし仮にそうであるならば、ここに1小1中案にすべきと記すところですが、そうではなく、あくまでも再考である。教育委員は現状の人口推計から1小1中案を出されている。町長はまちづくりを考えて2小2中案を出されている。その点についてさらに話し合い、詰めていくことが必要ということから、再考すべきという表現としたという答弁があり、質疑終了後、討論なしで、採決に入り、まず、秋元委員ほか2名の委員から提出されました修正動議について採決を行った結果、賛成多数で可決となりました。

修正案が可決されましたので、修正した部分を除く部分を原案のとおりとすることについて、これは全員賛成で可決され、第16号議案は、修正可決となったものでございます。

○議長（永谷幸弘君）

ここで、暫時休憩いたします。

（午後1時57分 休憩）

（午後1時58分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中川予算委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（中川敦司君）

先ほど説明をさせていただきました中で、一部修正がございましたので、申しわけありませんが再度報告させていただきます。

修正箇所ですけれども、民生費の社会福祉費から後期高齢者医療費までの項目についての報告の内容の中で、質問は、老人医療助成費が約800万円減った理由はとの質問に対し、予算の半分近くが業務委託料であったためという内容のことを申ししておりましたが、少し違っておりました。正解はこういうこととなります。老人医療助成事業が約800万円減った理由は、それに対する答えは、平成30年4月に老人医療制度の見直しがあり、そのときに対象であった方が障害者医療に移行していくため減額になったという答えでございます。

以上で訂正は終わらせていただきます。

では、一般会計が終わりましたので、ここからは特別会計に移らせていただきます。

次に第17号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決と進めていきました。

主な質問ですが、出産育児一時金給付は、令和2年度予算が前年より減っているが、実績によって算定したものかとの質問に対し、そのとおりですとの答弁でありました。

出産育児一時金給付事業の費用は、何人分を想定しており、医療自己分も含むのかとの質問に対し、1件で42万円で2件分に当たる。医療事故については、保険分として1万8,000円が42万円の中に含ま

れるとの答弁でございました。

葬祭費給付は一部給付ということで、年間200名ほど亡くなられているその分に当てはまるのか。孤独死された方・滞納されている方についての給付はされるのかとの質問に対し、葬祭費は1件5万円、41件を見込んでおり、実績に当たる予算を計上としている。国民健康保険に加入されている方に給付するものだが、滞納されている方については一旦給付という形をとるが、払われていない保険料に充当させていただくとの答弁でありました。

国民健康保険保健事業での人間ドックの費用の一部給付予算が、令和元年予算より減額になった要因は、との質問に対し、今年度の実施状況により計上するものであるとの答弁でありました。

質疑を終結し、1名の委員から反対討論がございました。討論を終結、採決に移り、挙手多数により、第17号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件については可決となりました。

次に第18号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決と進めてまいりました。

主な質疑ですが、診療所管理運営事業については、今回新たな対応等をされているのかとの質問に対し、市立池田病院から腎臓内科医に来ていただくことになり、診療日がふえて幅広い診療につながるとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員により、第18号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件は可決となりました。

次に第19号議案、令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決と進め

ていきました。

主な質疑ですが、歳入について、徴収保険料、督促手数料では厳しい数字を上げられているがとの質問に対し、徴収事務をしっかり行っているということである。徴収率については、30年度は99.7%、29年・28年度は99.6%、27年度は99.7%。相談等は丁寧に行っていきたいとの答弁でございました。

徴収率の高い地域は、徴収率の低い地域をカバーしていることになるのかとの質問に対し、そういうことになりませとの答弁でございました。

質疑を終結し、1名の委員から反対討論がありました。討論を終結、採決に移り、挙手多数により、第19号議案、令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件は可決となりました。

次に第20号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決と進めていきました。

主な質疑ですが、認定調査費は、主治医に意見書を求めるということだが、費用がかかるものなのかとの質問に対し、介護保険の認定は、医師の意見書と調査員が自宅に伺い状況を聞くという2点で認定される。主治医の意見書は役場で準備をするもので、5,000円を支払うもの。新規・更新を含めて年間1,600件ほどとの答弁でございました。

認定調査等費の各種研修会負担金は、誰に対する負担金なのか、また研修の内容について伺うとの質問に対し、ケアマネジャーの調査員研修に支払う負担金であり、調査員は必ずケアマネジャーということではないが、町には4名の調査員がおり、全員がケアマネジャーでもある。調査において平準化を図るための研修であるとの答弁で

ありました。

質疑を終結し、1名の委員から反対討論がございました。討論を終結、採決に移り、挙手多数により、第20号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件は可決となりました。

次に第21号議案、令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算の件についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決と進めていきました。

主な質問ですが、下水道施設の適切な維持管理の詳細について伺うとの質問に対し、維持管理の内容は、中継ポンプ場の保守管理・下水道管の点検・マンホールポンプの点検・マンホールの清掃が主であり、老朽化が進み、本来1回で済むものが2回行うといったことを繰り返しているとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員により、第21号議案、令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算の件は可決となりました。

これで、予算特別委員会に付託されました第16号議案から第21号議案までの審査を全て終わり、3月11日17時25分に委員会を閉会いたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますよう、お願い申し上げます。

初めに、第3号議案から第15号議案までの13件に対する質疑を行います。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

それでは、第5号議案についての質問をさせていただきます。

これは道の駅準備委員会の件ですけれども、道の駅準備委員会は、前町長が道の駅の設置計画に関して、施設の種類、構造、管理、運営について総合的に審議する目的で設置されたものであります。そして委員会で審議された内容やまちの活性化に向けた新たな取り組みに期待するというところで、昨年の9月にはこの議会に対しても全員協議会で報告されています。それで、委員会の役割は一応終わっていると思いますが、なぜ残すのか、委員長お答えいただけます。

○議長（永谷幸弘君）

長澤委員長。

○総務建設常任委員会委員長（長澤正秀君）

初めに、質疑にあったように準備委員会を残すに当たって不都合はあるかという質問がありました。それに関して行政のほうの回答は、特に不都合はありませんがということと回答を得ました。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

不都合がないということですが、私は道の駅の設置準備委員会の廃止をするための条例、私も傍聴しておったんですけれども、道の駅準備委員会はどっちでもいいなら置いとけやという程度の非常に無気力といいますか、非生産的な発言が多かったようであります。それに比べて答弁のほうは、行政のほうは、議会に報告されました豊能町道の駅施設整備及び管理運営のあり方について、この報告を読みましたが、行政は、よし、これを踏まえて心機一転、新しい方法で新しい発想でまたよりよい結果を出そうという意気込みが、私は感じられました。牧地区、高山地区での新たな事業

展開が予想されておりますし、さらには吉川地区の妙見口の活性化等々、トータルの取り組みでの町の活性化を図るために新たな委員会を立ち上げ、民間の主体的な人材との協働によるビジネスプランの検索も含めて、さらにグレードアップした取り組みを進めたいという答弁がございました。なぜ職員のやる気を削ぐような、とりあえずは残しておけみたいな発想で反対をするのか、理解に私は苦しみます。内田部長が言うように、やる気、勇気、元気の根源であるシビックプライドでシティプロモーション、これを、この意欲をなくするようなことにはなりませんか。

○議長（永谷幸弘君）

委員会はこれに対しては否決だったんですね。第5号の。それを踏まえて。

長澤委員長。

○総務建設常任委員会委員長（長澤正秀君）

今回はそのような審議はしておりません。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

ないようですので、次に、第16議案から第21号議案までの6件に対する質疑を行います。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

それでは、第16号議案の一般会計の予算の修正動議に対する質問をいたしたいと思います。

これ非常に大きな教育問題をこれからどう進めていくのか、どうするのかということの議論を進める推進の予算です。保幼小中一貫推進事業に反対し7,714万2,000円の推進事業費全額を削除するということですが、提出者は福祉教育常任委員会の委員長も含まれております。いやしくも豊能町議会の文教委員長であります。豊

能町の子どものためによりよい教育を推進する文教リーダーでございます。町長、教育長、教育委員、保護者、地域住民、みんな豊能町の子どものために、教育力日本一に向けてどんな教育を進めていこうか、どんな教育環境を調べていこうかという検討予算を削除して、豊能町の保幼小中一貫教育をとめるんですか。私はわかりません。今回は前町長が残念にも御逝去されたことで検討の取り組みは大変おこなっております。しかし新町長、教育長、教育委員さんの大変な御努力のもとで、やっと教育力日本一に向けた教育大綱もでき上がりました。そして教育の方向性も決まり、これからその緒につくそのときで、よりよい教育を検討するための教育内容の予算も教育環境予算も全額削除して、あなた方は豊能町の教育をとめるつもりですか。全ては子どものためにを合い言葉に一致一丸となって頑張ってきた教育委員さんに大変申しわけない思いがいたします。また、保幼小中一貫教育を地域とともにある学校づくりとして推進するために、全面的に協力をとらなければならない地域の皆さん、保護者の方々に納得のいく説明ができますか。何よりも豊能町の子どもたちにどう責任をとるつもりなんですか。まずはお答えいただきたいと思いますが、報奨金88万円、普通旅費12万円、特別旅費52万7,000円、物件使用料26万円の用途目的についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

それは質問二つあるんですね。修正案に対してのことと。

西岡義克議員の質疑につきましては修正案に対しての質疑であると思われまので、豊能町議会会議規則第39条、委員長報告等に対する質疑で、議員は修正案の提出者に対し質疑することができると規定されて

おりますので、修正案の提出者であります秋元議員に答弁を求めます。

秋元議員。

○9番（秋元美智子君）

まず最初に、ここにありました、たしか88万円ほか、出張費なんかだったと思いますが、これを削除しました理由というのは、2小2中案前提ありきの予算だったからです。そういうわけでした、修正案に書いてありますように、もう一遍やはり時間をかけて話し合うべきではないかということから全部取り外ささせていただきました。以上です。

○議長（永谷幸弘君）

あと修正案ですね。修正案に対する内容です。

○9番（秋元美智子君）

わかりました。西岡委員おっしゃるように子どもの教育はやっぱり大事だと思います。ただ、その子どもの第一は、やはり2年前は豊能町の子どもを第一に考えた場合の学校教育といったときに、教育委員会の方は、これから非常に減っていきます。いろいろな数字も出てますけども、子どもの数の。そういった意味から含めて2小2中案も検討してましたけども、やはりもうそこでは間に合わない。1小1中という形ですので、私はまたそれが子どもの教育を第一に考えたと思っておりますし、そういうことで、西岡議員も同じように子どもの教育が大事というふうにおっしゃってますが、私もまた子どもの教育が第一にということで今回修正案を出させていただきました。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

子どものことが第一で、これから豊能の教育力日本一を目指して、いろいろな議論

をしようと、進めていこうと、いろいろな問題点がまだまだあります。それをなぜこの1年間の予算をとめて議論を進めないのか。私にはわかりません。今、1小1中なんてばかなことを言ってますけども、これは地教行法の内容がわかってない。地教行法が改正されたわけです。前町長があそこまでできたのも地教行法があったからです。町長と教育長の権限、これがすごく強力になりました。これまでは、要するに教育委員会に対して町長は物を申さないというような形でしたけども、これからは地域と一緒にやっていかなあかん。予算も要る。だから行政は教育の内容に関与することではなくて意見を申し上げて、協力体制をとって進めるということで、町長と教育長の権限が大きくなったわけです。その中で今回、子どもをどう育てていくのか、そのためにどのような教育環境が必要なのか、そして教育大綱にうたわれた教育力日本一を目指して、町長部局と連携を図りながら、保幼小中一貫教育をどう進めるのかというのが基本であります。だから、財政面においても、この教育会議の中で、まず交付金の問題もあるけれども、交付率を決めなければこの予算、基本設計の業務費用は否決してますけども、基本設計を、業務委託料が決まらなければ予算がとれないわけです。それを簡単に否決して、要するに前向きな対応が全くありません。だからこれはもう豊能町の教育はとめてしまうというような発想に私はとれます。なぜ豊能町のこれからどうするかということの予算をとめるのか、私にはわかりません。だから、これからは地域、家庭、学校、一つになって、町長部局も教育委員会も総出でみんなで豊能町のあれをとめようと言ってるんですよ。だから、そういう予算をなぜ否決したのか私にはわかりませんし、これに対しては、これ

から進める、担当するといえますか、一緒になってやっていく保護者、特に保護者、地域住民に対して事前の説明がない限り、こういうことを否決するというのは議会の横暴にすぎないと思うんですがどうですか。

○議長（永谷幸弘君）

秋元議員。

○9番（秋元美智子君）

議会の横暴とは考えておりません。いみじくも西岡議員おっしゃいましたが、予算を通してこれからどうしていくかの話じゃなくて、今、町長のほうから出された2小2中をこれからつくっていく、そのことに対して議会のほう、私は疑問を呈したわけです。何を申してますかという、池田町長が先に、御自身が1小1中案を出したわけではありません。これからの豊能町の教育を考えたときに、やっぱり教育の専門家である教育委員会の方に、どうしたらいいだろうかという相談を投げかけました。結果、教育委員会の方が、人口は減って子どもの数が減っていく。やっぱりいろいろな教育環境、子どもの成長ですとかそういうものを見て1小1中がいいだろうと。その提案に対して池田町長は受けたものです。塩川町長の場合は、今度御自身がやっぱり学校、まちづくりを考えて2小2中という形で打ち出されてきたわけです。ですから、それは教育委員会のまちづくり、町長のまちづくりと教育委員会の教育第一というお考えと、やっぱりずれなりあると思います。それはあって当然だと思います。ただ、やはりそのところをもうちょっと煮詰めていかないと、今後の豊能町のいろいろなまちづくりを考えたときに、一番大事な根本ではないかなと思ひまして、今回否決させていただきました。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

今ありましたけど、町長と教育委員会が何か一つになってないようなことを言いますが、東西にそれぞれ小中一貫校を設置する場合の課題と方策というのが議会のほうに、全協の席で報告されました。これを見る限り、どれぐらい町長部局と教育委員会が検討してやってきたか、それと教育委員が全くそういうことを考えてない、とんでもない話です。それなら。

（発言する者あり）

○11番（西岡義克君）

いや、教育委員が1小1中なんてことは言うてはいけないし、言える立場にない。言えるんだったら教育委員会の中で一つにしておくべきです。中には、委員会の中で一つになってないかどうか知りませんが、私が議事録見た中では2回ほど休んでる委員さんもいてはります。私はその人が中身を知らんと反対してるのかなということで、教育長に聞きましたら、それはちゃんと話して納得していただいておりますと。今、2小2中に向けてこれからどういう教育を進めるのか。国が申す新しい教育に向けて進んでいる中で、豊能町がおくれてどうするんですか。だから、これから、先ほども言いましたように、基本的に新しい教育、保幼小中一貫校、地域とともにある学校づくりは保護者と地域の協力なくしてはできないんです。その十分な説明も意識改革もするための検討の予算がここに入ってるわけです。そして、教育面だけでなく、教育の施設面も十分考えなければいけないということで、今回は国の予算をとるために、基本設計の予算も、これまで否決しているわけです。全く進まないわけですよ、豊能町は。豊能町の教育をほっとってええんですか。子どもに対してどう思うん

ですか。責任はとれないです。この予算に対してどういう考えをしてるのか。私は、この保幼小中一貫校に対しては、地域の皆さんとともに、やっぱり・・・

(発言する者あり)

○11番(西岡義克君)

やかましい。だからそういう予算を否定することは、議会の問題もありますよ。だから。

(発言する者あり)

○11番(西岡義克君)

やかましいな。

○議長(永谷幸弘君)

質問してください。

(発言する者あり)

○11番(西岡義克君)

この予算を取り崩すのかどうか、もう一回答弁してください。全面的に取り下げて再度賛成のほうに回るかどうか確認します。

○議長(永谷幸弘君)

秋元議員。

○9番(秋元美智子君)

これは、私、出させていただきます、ほか2名と、そして委員会の中でも認められたものですし、取り下げるつもりはありません。

それともう一点、地域との学校とおっしゃってましたけども、この豊能町はもう大分前から学校のほうでいろいろな保護者たちが協力し合って支えています。学校、たしか協議会だったと思います。そういった意味から含めまして、そういう点では豊能町は先に進んだ学校教育、学校環境を調べてきたと思っています。

それからもう一点ですけども、ここは多分違ってらんだと思いますけども、豊能町の今後の子どもたちの将来ですね。本当に少子化が進んでいく中でどうしていくかということは、やはり真剣に考えなくちゃい

けませんし、それが前回の町長が出された答申に対して教育委員会が出したのは1小1中だったわけです。それを見直そうということが町長です。それに対しては別にどうこう言うつもりはありません。ただ、やっぱり時間が短過ぎる。そしてやっぱり教育委員会の中にも、自分はずっと2小2中でいたと。けどもやっぱり最後になって1小1中だと。もうここまできたら1小1中だと。今もその考えは変わらないってお声もありました。私もできる限り教育委員会会議のほうには傍聴させていただいております。ですからそういったことも、またあわせて非公式会でありましたけども、教育委員会と委員会のほうとの懇談会もさせていただいております。そういったことも含めまして、やはりここは町長と教育委員会、もう少しお話をすり合わせていただきたいということと、三者、もう一遍ありますけども、首長と議会と教育委員会のこの関係ですね。この関係におきましても、やはり私の持つてくる知識と西岡議員の持つてくる知識とは違うかと思しますので、その点も含めましていろいろと意見入れ違いがあつて当然の議会の形かと思いますが、私の考えはそういうわけで変わりません。

○議長(永谷幸弘君)

ほかに質疑ございませんか。

小寺正人議員。

○8番(小寺正人君)

8番・小寺でございます。

第16号議案、修正案に関しまして質問があります。

塩川町長が昨年町長選挙におきまして、一番、一つ、東地区に学校を残す。これは大きな公約の一つです。もう一つは、できるだけ現在の施設を利用して財政を立て直す。これが二つ。これで戦ったわけです。結果は当選したということですから、住民

から訴えは信任を受けたと、こう解釈しないといけないわけですね。この予算の16号議案は、まさに革新的な議案の一つなわけです。そのところが修正案の理由ですよ。読んでみると、教育委員は子ども第一に考え1小1中案として。もう少し時間をかけて話し合うべきである。こう書いてあるわけですね、理由に。教育委員は今でも、現在ですよ。今でも1小1中案で、塩川町長と対立しているかのような考えてる節が見受けられるわけです。どうですかね。今も対立してるとお考えなんですか。いかがですか。

○議長（永谷幸弘君）

秋元議員。

○9番（秋元美智子君）

対立してるとは申し上げておりません。ただ、1小1中案というその背景は教育委員会の方が子ども第一に今後どうしたらいいかと、豊能町の教育をどうしたらいいかという中で出されてきた案だということで書かせていただいております。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

教育委員と町長は、何度も、2小2中案で一致していると、その確認も予算委員会が終わってから再確認したと聞いてるんですよ、私はね。再確認しましたと。2小2中で教育委員は了解したと、そういうことを確かめたと、そう聞いてます。さらに教育委員会から、その予算案でもめてるのを自分たちのせいにしてほしくない、という要望があったということですよ。まさにここの理由の中に、教育委員が反対してるような、読み取れるような書き方をしているのではないかと、私は推測してるんですけど、どうなんでしょうか。2小2中

で了解してるというのにこういうことを書くのはちょっとおかしいのではないかと。確かに前町長のときに1小1中で答申を出したと。それは前町長から、教育のことだけを考えて、お金のことは一切考えんと出してほしいと言われて出したものであると。ところが選挙では当然それが争点になったわけですよ。その結果がもう出てるんやから、住民の意思は明らかなわけですよ。それをひっくり返すというなら、教育問題じゃなしに。

（発言する者あり）

○8番（小寺正人君）

教育問題ではなくて政治問題となってくるわけです。公約を差し戻しなさいなんてことは言えたもんじゃないと思います。

○議長（永谷幸弘君）

質問をお願いします。

○8番（小寺正人君）

それで東地区の人の中に西地区に通いたいという人が、保護者の願いに答えてないという理由があるわけですよ。それは説明会のときに確かに出たと思います。私も確かに聞きました。しかし、教育長がどんな問題にもよいところと悪いところがある。少人数教室には少人数教室のよいところがあるし、悪いところもある。だからメリットを最大生かしていきたいとはっきり申されて、真摯な回答をしたと、そういうふうに私は受け取っています。

○議長（永谷幸弘君）

質問をお願いします。討論じゃなくて。

○8番（小寺正人君）

だからこの応えていないというのは、何をもって応えていないと言われるのかちょっとお聞きします。

○議長（永谷幸弘君）

秋元議員。

○9番（秋元美智子君）

お答えさせていただきます。

東地区の人で西地区に通いたいという保護者の願いに答えてないってことですか。

これは答えてると思われませう。

(発言する者あり)

○議長 (永谷幸弘君)

答弁をお願いします。

○9番 (秋元美智子君)

失礼しました。私は答えていないと思いましたが、このように書かせていただきましたし、それは先ほど予算の委員長のほうから、実は委員会であらういうふうな質問がありましたと、それに対して教育長からあういうふうなお考えありましたとあうことで、るる説明があつたものです。ですからあういうことですので、私は確かに保護者の願いは、東地区から西地区に行きたいとあう保護者の願いは、それは事実ございませうので、それに対しては現在お答えできてないってことでここに書かせていただきました。

それと、先ほど小寺議員のほうから、実はもう教育委員会のほうは2小2中でまともなつてるとか納得してるとかおっしゃつてませうけども、私たちの耳には一切入つてきませう。入つておりませう。それで、この含めまして、住民説明会も含めまして、やはりまだ参加者も少ないですので、あう方も含めて、町の説明もまだまだ足りないうところもあると思ひませうし、それは非難することではなくて、やはり慎重に考えて、豊能町の20年、30年先まで影響することございませうので、やはりここは慎重に考えていただきたいとあう意味で、今回、否決させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長 (永谷幸弘君)

小寺正人議員。

○8番 (小寺正人君)

その提案理由の三つ目になりますか。将来の少子化のことを考えても2小2中案は再考すべきである。再考するとはあういうことなのかとあういうことですね。とにかく選挙で信認を受けてるのにそれ再考しなさいじゃあ、投票した住民の意思は無視しなさいと、あういうふうにとれますよね。1小1中でいけと、あうとれるわけですよ。2小2中だと言つてるんやから。あうですよ。1小1中でいけとあう意味ですかね。

(発言する者あり)

○議長 (永谷幸弘君)

それは質問ですか。質問をお願いします。

(発言する者あり)

○議長 (永谷幸弘君)

もう一度。

○8番 (小寺正人君)

再考すべきであるといふのは1小1中でいけとあう意味ですか。

(発言する者あり)

○議長 (永谷幸弘君)

静粛に願ひませう。

秋元議員。

○9番 (秋元美智子君)

一番辛いのは、選挙で確かに町長はあうようにして公約を上げました。それで選挙を通つたから2小2中にさあいくとあうことは、私はこの一般質問させていだきませうけど、2年前に1小1中案に賛成してあうませう。あういうことも含めまして、やはりここは政治的なものといふのは、やはり基本的に教育的なところは外してあういただくのは妥当かと思ひませうので、よろしくお願ひいたします。

○議長 (永谷幸弘君)

ほかに質疑はございませうか。

(「なし」の声あり)

○議長 (永谷幸弘君)

質疑がございませうので質疑を終結いた

します。

次に、第3号議案に対する討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第3号議案「豊能町監査委員条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第4号議案「豊能町附属機関に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を行います。

西岡義克議員。

○11番(西岡義克君)

第5号議案、豊能町附属機関に関する条例の委員会否決に対する反対討論をいたし

ます。

豊能町は人口減少に加えて少子高齢化が進展する中、地域の活性化を図ることが急務であります。行政と議会が一体となって、道の駅という手段のみにとらわれず、農産物の直売所施設の拡充や機能の充実を図るとともに、新規就農者の支援や農産物のブランド化等も含め、町内全域を一体的に活性化させる取り組みの推進に努めなければなりません。そのためには、行政の積極的果敢な地域住民への仕かけ、それと地域住民との協働するチャレンジ精神が必要不可欠であります。今回の準備委員会の廃止は、議会報告にもあったように、委員会としての一定の目的を達成したものであるということです。しかしながら、答弁を聞くに、委員会の検討結果を踏まえ、斬新的な委員会の発足のもと、心機一転、発想の転換を図り、より一層の長期的・総合的なプランづくりに向け、さらなる積極的な積極果敢な取り組みを図るということでもあります。どっちでもいいなら置いといたら、そのような発想での反対は許されません。職員のシビックプライド、町に誇りを持つ、そのシビックプライドによる積極果敢な取り組みで地域活性化のシティプロモーションを図る意欲を喪失されるような決議が、結果まちの活性化に逆行することになります。よって、第5号議案の原案に賛成し委員会否決に反対いたすところでございます。豊能町のより一層の地域活性化に向け、行政の意欲をなお一層増進させるためにも、議員諸侯の御同意をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(永谷幸弘君)

討論ございませんか。

管野英美子議員。

○5番(管野英美子君)

皆様、こんにちは。5番・管野恵美子で

ございます。

第5号議案、豊能町附属機関に関する条例改正について、委員会否決に対して賛成の立場で討論いたします。

道の駅構想は町長の選挙公約どおり白紙撤回になり、今回の設置準備委員会の役目が終わったことは理解していますが、道の駅構想は、農×観光戦略推進計画の中にイの一番に掲げてある項目です。1月23日の、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中でも、道の駅に期待していたとの意見もあります。また、とよのつながるWE！マーケットの人が、そこでマルシェを展開したいと期待もされておりました。東地区の活性というならば、農業施策、特にこの道の駅構想は大変重要な施策だと思っています。携わった職員の皆さん、準備委員会の皆様の御努力を思うと、大変残念に思います。今後、総合まちづくり計画審議会においても農業の活性の中に出てくる項目だと予想いたします。ほかにも何年も開催されていない審議会もこの条例の中にはあります。この項目を置いておいても差し支えないということです、このままにしておくことを望んでいます。今回の条例改正には反対し、委員会否決に賛成いたします。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませぬか。反対討論。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

なければ討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第5号議案「豊能町附属機関に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成

の方は、起立願います。

（少数起立3：7）

○議長（永谷幸弘君）

起立少数であります。

よって、第5号議案は否決されました。

次に、第6号議案に対する討論を行います。ございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第6号議案「豊能町印鑑条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を行います。ございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第7号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を行います。ございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第8号議案「豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第9号議案「豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第10号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」に対する委員長の報告は、

可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

高尾でございます。

第11号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件で、反対の討論とさせていただきます。

本町は、一昨年の導入前に保険料を値上げしています。2020年度は激変緩和期間3年目ですが、府の標準保険料率で本町の保険料は現状維持どころか、1人当たり3,848円の値上げになっています。国が国庫負担金を減らし続けてきたため、国保料は高騰しています。消費税10%に加え、保険料の負担増で生活を苦しめるばかりです。このことに対して、以上をもって反対の討論とさせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第11号議案「豊能町国民健康保険条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第12号議案「令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第13号議案「令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案に対する討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第14号議案「令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案に対する討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第15号議案「令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案の委員会修正案と原案に対する討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。

西岡義克議員。

○11番(西岡義克君)

第16号議案、令和2年度一般会計予算の修正案に対する反対討論をいたします。

社会の変化に対応すべく、国が教育再生に向けて、子どもたちが未来に向けて力強く生きていける自己肯定感を育むため、9年生の新しい小中一貫教育を提唱いたして

おります。そして新しい義務教育の開始に向けた新学習指導要領は、今年度は小学校、来年度は中学校と実施されていきます。豊能町としては、子どもたちが豊能に誇りを持ち、生き抜く力をつけるための保幼小中一貫教育に向け、地行法の改正を生かして塩川町長と森田教育長と教育委員との協力体制の中で、地域とともにある学校づくりが取り組まれております。そして東西にそれぞれ保幼小中一貫校を設置するため、その推進に向けた総額7,740万7,000年の予算が計上されております。施設の予算組みのために基本設計7,517万4,000円と、小中一貫校の推進に向けたコミュニティスクール検討委員の報酬や教育委員、先生、職員等の先進地への視察及び研修費用、また、研修会や教育フォーラム開催のための借上料相当の222万3,000円も計上されております。予算委員会を傍聴いたしました。地行法の一部改正で町長、教育長、教育委員で構成される教育総合会議の中で、全ては子どものためにを合い言葉に、先進地の視察、研修、説明会、教育フォーラム等々を踏まえ、さらなる推進を図るために計上された予算をいとも簡単に否決するレベルの低さに驚愕いたしております。そこには長期的、多面的、根本的な思考が全くなく、東の改修費用を西の改修に充てるべきというような、東の子どもを蔑視するような質問、また、地行法の趣旨、内容も理解ができず、この場に及んでいまだに1小1中というような現況錯誤も甚だしい、かみ合わせのない質疑応答も出て唾然といたしました。他の市町村は積極果敢に総力を挙げて独自の小中一貫教育に取り組んでおります。今後、予測困難な時代に入る中、児童生徒の減少、地域家庭の教育力の問題、施設設置の検討等々、対応すべき問題が山積いたしております。特に東・

西地区ともこのままいけば10年後は東地区が100人台、西地区は400人台を維持するまちづくりと子育て支援を講じることになると聞いております。その中心的存在が保護者であり地域住民であります。豊能の教育をとめて、保護者、地域住民に対してどんな説明をするのか、どんな責任をとるのか、頑張っている教育委員さんに申しわけないと思わないのか、議会の信用の失墜にもつながりかねません。何にも増して豊能の子どもに対していかに責任を取るのか、また小中一貫校教育推進予算案を否決して、教育力日本一を目指す豊能町の教育をどうするのかと言いたい。余りにも目先のひとりよがりの自己中心的な思考に呆れ果てております。このままでは豊能町の学校再配置も困難な状況になるのではないかと危惧いたしております。豊能町の教育大綱は豊能町に誇りを持ち自信を持って生き抜く子どもを目指し、地域、保護者、教職員みんなでゼロ歳児から15歳児までの教育に責任を持って育てるということとございます。私は教育大綱にうたわれた教育力日本一を目指し、保幼小中一貫教育の推進に向けてできることをしてまいろうと思っております。今、地域の保護者の方々にもコミュニティスクールの立ち上げに向け校長先生に相談に行きましょうと話しかけております。町に誇りを持ち、町の未来をつくる子どもの教育予算の復活に向けて、常識ある議員諸侯の修正案反対の御賛同を切にお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

次に、賛成討論ございませんか。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

第16号議案、令和2年度一般会計予算、修正案に賛成する討論をさせていただきます。

私は、昭和30年代の小学生のころ、東能勢小学校の高山分校で、それも複式での小学校教育を受けてきました。同級生はたったの10名でございました。やがて高度経済成長の波に乗り、高山分校が昭和50年代に分校が独立をして高山小学校となりました。しかし、バブル経済がはじけ、不況になると同時に学校再編が起り、平成16年度に高山地区の人口を維持していく中心的存在であった高山小学校は廃校となってきました。それ以来、高山地区の人口が急激に減少してきました。学校がなくなるということは、その地区の活性化がなくなるということにつながり、人口の減少につながっていくことを身をもって体験してきました。したがって、東地区の学校存続は必要でございます。森田教育長は箕面市の教育長から能勢町の従来の学校存続を公約として当選された山口町長のもとで平成25年に能勢町教育長に就任され、豊能町の3倍以上の面積のある能勢町の公立学校を山口町長の公約を1小1中に変更された実績がございます。今回、豊能町の教育長に就任されて、2小2中を推進されている塩川町長のもとで1小1中にかじを切られるとも思いません。人間の心情はそうそうたやすく変わるものではございません。また、教育委員も前町長からの1小1中の推進論者ばかりで考え方は変わっていないことが前回の教育会議で感じられました。そのような中での今回の予算編成は信用できる予算ではございません。児童生徒の教育にかかる大事な予算でございますので、町長、教育長、教育委員が同じ教育方針を目指しての合意形成をなされてからでも決して遅くはありません。東地区の子どもたちの増加を図り、ひいては町長の言われている学校を核としたまちづくりを示した上でも決して遅くはございません。戦後70

年以上続いてきた現在の6・3制の学校教育を簡単に捨て去るのではなく、児童生徒のよりよい教育環境を目指して、教育行政にかかわるほとんどの者の合意形成のもとでの予算編成を行わなければならないと考えていますので、令和2年度での予算編成は時期が早いということで修正案に賛成の討論をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

続いて、反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第16号議案「令和2年度豊能町一般会計予算の件」に対する委員長の報告は、修正可決であります。

まず、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（多数起立7：3）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決されました部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案に対する討論を行います。ございませんか。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

高尾でございます。

第17号議案、豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件でございますが、反対討論したいと思います。

国は、2018年4月から国保の財政運営が都道府県化としました。2020年度は国保税の法定減額適用者数に応じて、自治体の低所得者への公費を計上していますが、法定外繰入中止や保険料徴収強化の努力が足りない場合、罰金措置を明記し、交付金を増減額する保険者努力支援制度を創設しています。赤字解消目標と計画が未定の市町村に対するマイナス点等を設定し、公費削減を進めるものです。2021年からマイナンバーを利用した健康保険証の推進で、診療時における顔認証で保険資格確認を可能としています。府は2024年に保険料を現在の3から4割値上げせざるを得ないとした推計を示し、府内統一料金を市町村に迫っています。これでは、消費税10%に加え高い保険料になれば負担が大きくなります。短期証や資格証明書の発行はとめるよう求めたいと思います。国庫負担を増額するよう、町長には全国町村長会に上げていただき、国庫負担を上げるようにぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で反対討論といたします。

○議長（永谷幸弘君）

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第17号議案「令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第17号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案に対する討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第18号議案「令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第18号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案に対する討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第19号議案「令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

高尾でございます。

第20号議案に反対の討論をさせていただきます。

令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件。介護保険20年の節目にふさわしく、利用者、家族がどのような現状に置かれているのか、国の責任で真摯に検証を行い、経済的事情や家族の状況にかかわらず、介護が必要なときに保障される制度への改善に向けて抜本的な見直しを行うことです。今後、ケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助等の見直し、総合事業への移行、また、利用料2割・3割負担の対象者を拡大するについては、批判や見直しで、撤回があり見送りされました。今後、取りまとめが予定されている全世代型社会保障検討会議で、改悪に向けた検討が進められることが見込まれています。いずれも利用者にかつてない規模で利用困難をもたらすことは確実であり、容認できるものではありません。

以上により反対の討論といたします。

○議長（永谷幸弘君）

賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第20号議案「令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第20号議案は委員長報告のと

おり可決されました。

次に、第21号議案に対する討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第21号議案「令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第21号議案は委員長報告のとおり可決されました。

以上、予算特別委員会に付託した令和2年度各会計当初予算は委員長報告のとおり全て可決されました。

よって、予算特別委員会は終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は3時30分といたします。

（午後3時12分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「第22号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

皆さん、こんにちは。

第22号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

追加してお配りしました補正予算書の1

ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第8回）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に4,113万円を増額し、総額を72億7,792万2,000円とするものでございます。

第2条としまして繰越明許費の補正でございますが、3ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費補正」に記載のとおり、款8・土木費、項2・道路橋梁費の道路等維持補修事業、款10・教育費、項2・小学校費の小学校情報機器等整備事業及び項3・中学校費の中学校情報機器等整備事業の3件について翌年度に繰り越すものでございます。

それでは補正の内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

款10・教育費、項2・小学校費、目2・教育振興費及び項3・中学校費、目2・教育振興費でございますが、国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台のタブレット端末を購入するものでございます。全額を繰り越して執行いたします。

次に、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目7・教育費国庫補助金でございますが、歳出で申し上げました小中学校の情報機器等整備事業に対して交付されるものでございます。

次に、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、財源調整として増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

では、8ページでございます。教育費で小学校費と中学校費、これはタブレット1人1台買うとおっしゃっておりますが、これ1人1台買うと何人分になって、そしてまたその運用方法ですね。どのような運用方法を考えていらっしゃるかお答えください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

こんにちは。

まずタブレットの数ですけれども、小学校が573台、中学校が341台、合計914台の購入を考えております。また、運用ですが、学校の授業につきましてはAIに対応してICTを活用した授業が今後広まると考えております。新学習指導要領においても、デジタルコンテンツは欠かせないものとなっております。教科書もQRコードつきのものが出ております。また、国はデジタル教科書の活用も考えておるところでございます。全教科においてデジタルコンテンツを活用することになってくると思いますので、これをそろえまして今後授業に活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

3ページの繰越明許費の補正です。土木費の町道等維持管理補修事業なんです。今、光風台中央グラウンドの歩道を整備さ

れているんですが、なかなか前へ進んでいませんが、この費用なんでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

今現在行ってます光風台の防護柵の設置の工事ではなくて、野間口地内にあります水路のカルバートボックスの設置をする費用を、今年度でどうしてもボックスの製造が間に合わないということから繰越をするものでございます。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

タブレットの導入についてお尋ねします。具体的にはいつごろを予定してらっしゃるのか、まずお願いします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

具体的な時期なんですけども、まだ具体的な予定は立てておりません。お認めいただきましたLAN整備ですね。そのほうもやっていかないといけないんですけども、この購入についても並行して進められると思いますが、ちょっと今のところいつという事は答えられる状況ではございません。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

なぜお尋ねするかというと、その間にやはり教師の方たちの研修とか非常に重要になってくるかと思っておりますので、そういうこともあわせて検討されてるかどうかという意味で質問させていただいておりますので、

そういうことを含めて、遅くともいつごろには入るとか、その間に大阪府のほうでもこういうふうな研修を準備してるとか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

まず繰り越ししますもので、来年度に着手はします。それで来年度中に契約の運びになっていくと思いますが、その間にといいますか教員のほうにもそういう研修が必要だと考えております。この研修教育につきましては市町村の教育長会からも府のほうに研修等を行うよう要望しておるところでございます。また、今後はICTの指導支援員を充実させて、このデジタルコンテンツを使った教育について進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

このタブレットは学校と家庭と持ち帰ったりしながら勉強していくということも計画にはあるんですか。考えておられるのか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

パソコンを学校だけで使うんじゃなくて、持って帰ってということなんですけども、それについても、この導入に際して教育委員会でいろいろ検討しております。ただ、持ち帰るとなると家庭での保管方法や損傷などの対応も考えなければいけないと考えておりますので、今後、学校教育委員会のほうで協議・調整して、その辺どうするか考えていきたいということで、現在のところ

ろはまだはっきりしたことは決まってお
りません。

○議長（永谷幸弘君）

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

昨日、香川県議会で、スマホとか、この
タブレットはまた勉強のほうでございま
すけれども、そういう、子どもたちがそこ
に接する時間を60分というふうな形を
条例でつくったということが言われてお
りますが、やはり今、子どもたちにスマ
ホを持たされて、持っている状況です
けれども、そういうことも含めて、やは
り家庭に持ち帰ることを計画されてい
るならば、その点でも子どもの健康の
、目のことや健康のことも考えてきち
っとした指導体制をとられるようにお
願いしたいというふうに思います。
その点いかがでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

豊能町の小中学校におきましても、スマ
ホやゲームの家での使用する時間が長
いというふうなことが出ております。今
、学校の教育力、家庭での教育力も上
げていかないといけないということで
、いろいろ連絡の関係の書類をつくら
たりして、調整というか、密にやっ
ていこうということをやっております
ので、この辺、普通のスマホなどは
余りたくさん時間使うということも
余りよくないと、使い過ぎるとよく
ないというのがありますので、その
辺、学校のほう、教育委員会のほう
、今後、時間につきましても指導し
ていきたいというふうに考えてお
るところでございます。

○議長（永谷幸弘君）

いいですか。ほかにございませ
んか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第22号議案は原案のとおり決す
ることに賛成の方は、起立願いま
す。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第22号議案は原案のと
おり可決されました。

日程第3「第1号議会議案 豊能
町議会委員会条例改正の件」を議
題といたします。
提案理由の説明を求めます。

管野英美子副議長。

○副議長（管野英美子君）

第1号議会議案、豊能町議会委員
会条例改正の件。

豊能町議会委員会条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和2年3月19日提出。

提出者、豊能町議会議員管野英
美子。

賛成者、同、中川敦司、同、秋元
美智子、同、長澤正秀、同、寺脇
直子、同、高尾靖子。

提案理由は、豊能町事務分掌条
例の改正に伴い、所要の改正を行
うものです。

次のページと新旧対照表をごらん
ください。豊能町議会委員会条例
の一部を改正する条例。豊能町議
会委員会条例（平成3年豊能町条
例第13号）の一部を次のように
改正する。

第2条第1号中、「総務部及び建設
環境部」を「まちづくり創造課、
総務部及び都市建設部」に改め、
同条第2号中、「生活福祉部」を
「保健福祉部、住民部」に改め
る。

附則、この条例は令和2年4月1
日から

施行する。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

質疑及び討論を省略いたします。

これより採決を行います。

第1号議会議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第1号議会議案は原案のとおり可決されました。

日程第4「第2号議会議案「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

管野英美子副議長。

○副議長（管野英美子君）

第2号議会議案、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の件。

上記の議案を別紙のとおり、豊能町議会議事規則第10条の規定により提出します。

令和2年3月19日提出。

豊能町議会議長永谷幸弘様。

提出者、豊能町議会議員管野英美子。

賛成者、同、中川敦司、同、秋元美智子、同、長澤正秀、同、寺脇直子、同、高尾靖子。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）。

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰も認めることでありながら後をたちません。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件に対する再審無罪が続

きました。

再審は、無辜が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情となっています。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことが多くあるということです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くは、実は当初から検察が隠し持っていたもので、無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることです。「袴田事件」では検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。

「名張毒ぶどう酒事件」の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年では再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。こうした悲劇をくり返さないためには、公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らう「上訴」には、法的な制限を加える必要があることは明白です。

再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪裁判を受けた無辜の者を迅速に救

済するため、下記のとおり再審法制の改正を行うよう強く求めます。

記

一 再審における検察手持ち証拠の全面開示。

二 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

大阪府豊能町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣です。

○議長（永谷幸弘君）

質疑及び討論を省略いたします。

これより採決を行います。

第2号議会議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって第2号議会議案は原案のとおり可決されました。

日程第5「第3号議会議案 新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

管野英美子副議長。

○副議長（管野英美子君）

第3号議会議案 新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書の件。

上記の議案を別紙のとおり、豊能町議会会議規則第10条の規定により提出します。

令和2年3月19日提出。

豊能町議会議長永谷幸弘様。

提出者、豊能町議会議員管野英美子。

賛成者、同、中川敦司、同、秋元美智子、同、長澤正秀、同、寺脇直子、同、高尾靖

子。

新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書（案）

特権的と批判されていた地方議会議員の年金制度は、財政破綻により平成23年6月に廃止されたが、平成27年度より全国都道府県議会議長会等から形をかえて復活しようとする動きが始まり、その法制化に向けての動向は今もなお続いている。

具体的には、地方自治体を事業主と見なして厚生年金に地方議会議員を加入させるという趣旨の厚生年金保険法などの改正案を、通常国会に議員提案による提出を目指して議論が加速されている。

地方議会議員年金制度は廃止されたものの、元議員等の既存支給者への給付はこの先約50年続き、公費負担累計総額は、約1兆1,400億円にもものぼる巨大な額となる。その原資はすべて税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えている。

このことを踏まえ、本件については、次の事項を真摯に考えなければならない。

○地方議会議員の厚生年金加入を認めると、厳しい財政状況にある地方自治体に事業主負担という新たな公費負担を生じさせることになり、試算では、全国で約200億円もの公費負担となる。即ち、地方議会議員年金制度廃止の後始末のために、莫大な税金投入がこの先数十年も続く上に、さらなる税金投入が必要となること。

○地方議会議員の年金でこのような動きがある中、国民の公的年金は、近年、現役世代の保険料の引上げが実施され、また、引退世代の給付額の抑制策が続くなど、なお厳しい状況であり、国民の年金制度を安定的に将来世代に引き継ぐには、政府のさらなる年金改革への取組みが求められていること。

○消費増税実施をはじめ、今後も国民に負担を求めなければならない時代が来ていること。

○法改正の理由に「議員のなり手不足」をあげているが、「なり手不足」と「年金」の結びつけには違和感があり、「議員を志す新たな人材確保」は大事な課題であるものの、これは住民が立候補しやすい環境を整備するなど、別次元で議論すべき課題であること。加えて、農業や漁業、介護など他の分野でも深刻ななり手不足の問題があるなか、地方議会議員だけ特別にその対応策を講じることの正当な理由がないこと。

以上の事項を考慮すれば、年金制度は国民全体の課題であって、地方議会議員の年金問題だけを、法を改正してまで優先するものではなく、先んじて議論すべきは国民の年金制度の充実についてである。そして、自然に考えるならば、年金制度において議員だけを特別扱いするのではなく、議員も国民と同じ年金制度の適用でよいのである。

税金の用途について率先して厳しい立場で臨まなければならない地方議会議員について、かつて議員特権と批判され、すでに廃止された年金制度を、形を変えて復活させるようなことは、批判的となるだけであり、到底国民の理解を得られるものではない。また、新たな公費負担を伴うこの議員年金復活は、国民の判断を仰ぐべき事案であり、決して議員のみで決めるものではない。

よって、地方議会議員を特別に処遇するような、地方議会議員の厚生年金加入については反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

大阪府豊能町議会

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣です。

○議長（永谷幸弘君）

質疑及び討論を省略いたします。

これより採決を行います。

第3号議会議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって第3号議会議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会議は、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、3月末をもって定年退職されます上畑建設環境部長に一言挨拶をいただきたいと思えます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

議長からのお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

42年という長い年月、何もわからなかった私をここまで教育し、仕事の機会を与えてくれました豊能町役場に対して深く感謝いたします。また、私を導いてくれました先輩、上司の方々、また仕事をするに当たり御理解や御協力をいただきました住民の皆様方に対しても心より感謝申し上げます。

さて、私が豊能町役場に奉職しましたのは昭和53年でございます。最初の職場は吉川支所であり、豊能町にこのような大規模な新興住宅地があるのを初めて知りました。その後、人口が急激に増加し、新しい公共施設が建設され、反映していく姿を見ておったところです。一方、住民の皆様方のニーズも多様になり、それに対応するよう努力してまいりましたけれども、失敗することもあり、叱咤激励を受けながら仕事に取り組んできたところでございます。

現職を拝命させていただいたのも2年前でございます。議場で答弁をさせていただいており、誠実に答弁させていただいたところですが、何分ふなれなところがあり、明解に答えられなかったなど、自分でも反省を、今現在しております。

今月末で定年退職ということになります。が、引き続き再任用職員として町の活性化のために努力していきたいというふうに考えています。

最後になりましたけれども、皆様方にはいろいろとお世話になり、ありがとうございました。くれぐれもお体には気をつけていただきながら、これからも町の発展のために御活躍をしていただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（永谷幸弘君）

本定例会議の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

こんにちは。

閉会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月の2日から本日に至る

まで18日間開催されました。議員各位におかれましては、御提案申し上げた議案に対し御審議を賜り、それぞれ適切な御判断、御決定をいただきました。ありがとうございます。しかしながら5号議案と、それから16号議案に関しましてですが、16号議案、令和2年一般会計予算に対する修正動議、保幼小中一貫教育推進事業の全面削除につきましては、今後その理由につきまして十分精査をしてまいりたいと存じます。まずは議会の皆様説明不足であったということも反省をするとともに、ただ、子どもたちのことを第一に考えますと、今の教育環境というのは大変厳しいものがあり、おくれにおくれている小中一貫教育、その中身を進めていかなければなりません。そして地域ぐるみで豊能の子どもをはぐくみ、課題解決を行うコミュニティスクールについても全面削除されましたので、全くすることができません。必要なのは魅力ある教育力日本一である学校づくりを推し進めなければならないというように感じております。また、学校再配置の件につきましては、それぞれのメリット・デメリットがあるということは皆様もよく御存じで、そのメリット・デメリットの克服である、また、デメリットを最小限にするということで、教育委員会の方々も議論を重ねていただきまして、課題とその方策につきまして、11月に報告をいただいたところでございます。

また、地域の方々の望む声を反映して、まちづくりをしていくということは、議員各位も同意見だと思っております。もちろん、豊能町の財力には限りがあります。そのためにも、国からの補助金対象額、これを明解にして実施設計がそのためにも必要であるということが言わなければなりません。実施設計が進めれば、国の補助金額が決定をいたしますので、財政面としてさら

なる検討を加えて行くことができるわけですが、残念ながら全面削除ということになりました。今回、先週の土曜日も教育委員の方々と意見交換をさせていただき、さらなる検討を進めさせていただいております。今後、教育委員会と町政部局と精査をさせていただきますとともに、御指摘のとおり、保護者の方々、そして地域の方々への説明をもっともっとさせていただくとともに意見を拝聴し検討してまいりたいと存じます。

また、今議会におきましては、議員各位からいただきました御意見・御指導につきまして、その対応について十分に留意をしながら、今後の町政運営に一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

さて、新型コロナウイルスの感染に対して、町民の方々に要請でありますとか公共施設の御利用制限など多大な御迷惑、そして御心配をかけております。特に春のシーズンを楽しみにしていただいている町民の方々のことを思うと、やはり新型コロナウイルスの感染拡大をいかにとめていくかということが、私たちの課せられた課題でございます。今後とも大阪府とともに、関係機関と連携をいたしまして、町民の安心・安全を第一に取り組んでまいりたいと存じます。議員の各位におかれましては、今後、感染予防に御留意をいただき、そして引き続き本町の発展のため、御活躍をいただきますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。新年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これをもって、令和2年豊能町議会3月定例会議を閉じ、散会といたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

散会 午後4時00分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 3 号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 第 4 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 5 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- 第 7 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件
- 第 8 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件
- 第 9 号議案 豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 11 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 12 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 13 号議案 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 14 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 15 号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 16 号議案 令和 2 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 17 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 18 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第 19 号議案 令和 2 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 20 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 21 号議案 令和 2 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 第 22 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 1 号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件
- 第 2 号議会議案 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書の件
- 第 3 号議会議案 新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に反対する意見書の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 3番

同 4番